



## 「半信半疑」で考える 予断と偏見の感染力

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.my.coocan.jp/>

友人から聞いた話です。

テレビで著名人が「このうがい薬がコロナ・ウイルスに良いらしい」と話しているのを見て、すぐ薬局に走ったところ、たちまち売り切れてしまっていたそうです。噂(うわさ)(流言飛語)の感染力はコロナより強いかもしれません。

専門の学者達が眉をひそめて「そんな科学的な証拠はありません」とコメントしても効き目はありません。一般市民は半信半疑であったとしても「備えあれば憂いなし」と考えるものです。きつぱり「それは間違いです」と言い切らないかぎり、ドラッグストアの行列は絶えません。

☆☆☆

刑事裁判の原則は「疑わしきは罰せず」ということになっています。罪を犯しているかもしれないし、犯していないかもしれない……その判断がつかない場合は、無罪にしましょう、ということですが、「現行犯」で逮捕されている人でも「誤認逮捕」ということがあります。

東京拘置所は、収容定員三千人余の日本最大の刑事施設です。そのほとんどは起訴されて裁判中の被告人です。証拠隠滅や逃亡のおそれがあるとして、拘禁されてはいますが、無罪と推定されるべき人たちということになります。

でも、「一般市民」は、悪いことをした人たちが捕まってあそこにいる、と思っ

ています。

実際、起訴された人の99・9%が、裁判で有罪判決を受けているという結果を知ると、そんな市民の感覚が当然なのかもしれません。「半信半疑」どころの確率ではないのですから。

刑事裁判とは無縁の市民が思っている分には自由かもしれませんが、そんな市民から選ばれている「裁判員」にも予断や偏見が生じていないでしょうか。

☆☆☆

大学病院で配られている「検査値からわかること」というリーフレットに、こんなことが書かれていました。

「医学的に健康な人の測定結果を集計すると、通常、左右対称の山形になります。このうち、極端に高い2・5%と低い2・5%を除く95%を含む範囲を基準範囲として用いています。つまり、健康な人でも約5%が範囲から外れます。……基準範囲から外れていても必ずしも異常ではありません」そして「疑問点については、主治医におたずねください」と結ばれています。

☆☆☆

医学上の「科学的な証拠」と言われるものも95%の確率での話のようです。

起訴すれば99・9%が有罪になるという日本の刑事裁判はどう考えたらよいのでしょうか？(一)